

●ご存じですか？鳥獣保護法とは！

カラス・スズメ・ハトなど全ての野生鳥獣は許可なく捕獲・殺傷することは鳥獣保護法により禁止されています。

自宅の軒下や外階段等にできたスズメの巣に卵やひな鳥がいる場合は、勝手に撤去することはできません。

【では、どうすればよいのか・・・】

巣の作り始めや巣立った後の空になった巣は取り除いても問題はありません。

ひな鳥が巣立った後、撤去しましょう。

※ご不明な点は、地元の市町村にご相談ください。



バンパーの中に巣があり、ひな鳥が3匹いました。5月19日(月)無事巣立ちました。



●過去幸手署管内で出没した野生動物

当署管内は自然も多く、アライグマ、タヌキ、ヘビのほか、過去には野生のシカ、イノシシ、サルを目撃通報がありました。

見た目の可愛い動物もありますが、野生動物は凶暴な上、衛生面でも問題があります。

特にケガをしている動物は危険です。

近づいたり触る行為はしないように注意しましょう。